

介 護 保 險 指 導 室 関 係

1 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

(1) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施

介護保険における指導監督については、「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付老健局長通知）により、指導・監査指針の改正を行い、事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準や報酬請求の事実内容等について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章の各規定に定められた権限を適切に行使する「監査」との明確な区分を図ったところである。

各都道府県においては、引き続き、その趣旨に基づいて指導監督にあたっていただくとともに、管内市町村に周知いただき理解を促していただくようお願いする。

(2) 指導監督業務の標準化

介護保険における指導監督業務については、社会保障審議会介護保険部会などから、指導内容に過度なばらつきが生じている旨の指摘がなされ、指導監督業務の標準化が求められていたところである。

このため、厚生労働省としては、昨年3月に開催した「全国介護保険指導監督担当者会議」において、指導監督の標準化に向けた方策を示し、今年度より以下に掲げる事項について取り組みを進めているところである。

平成22年度においても、各自治体との意見交換等を行いつつ、標準化に向けた取り組みを行うこととしているので、引き続きご協力を願いたい。

ア 「介護保険施設等実地指導マニュアル」の改訂

介護保険施設等の実地指導の方法等については、各自治体の業務の参考となるよう「介護保険施設等実地指導マニュアル」を作成しているが、現行のマニュアルは、地域密着型サービスの実地指導にそのまま適用できないとの指摘をいただいていたところである。

このため、グループホームや小規模多機能型居宅介護の指導に関して必要な認知症ケアにかかる共同生活の意味・重要性や地域連携の視点を加えるなど、現行の実地指導マニュアルの見直しを行っているところである。

今後、自治体の指導監督担当者の意見等も踏まえ、年度末を目途に実地指導マニュアルの改訂版を各自治体に送付したいと考えているので、ご留意願いたい。

本マニュアルについては、実地指導のための基本的な知識や、サービスの質の確保・向上につながる指導方法をまとめたものであるため、引き続き、十分な理解・活用を図られたい。

イ Q&Aの整理

これまで、介護保険制度の具体的な運用に係る解釈等については、介護保険最新情報等によりお示ししてきているが、制度発足以降、体系的な整理が十分でなかったことから、各自治体から、Q&Aの整理について要望をいただいたところである。

こうした現状を踏まえ、これまで文書により発出されたQ&Aのうち、特に指導監督業務に必要となる人員、設備及び運営基準、報酬算定基準等に関するQ&Aについて、サービス種別毎に分類し、必要な改廃を行ったうえで、年度末を目途に各自治体に送付したいと考えているので、ご留意願いたい。

なお、このQ&Aについては、今後とも適宜更新していくこととしているので、併せて了知されたい。

ウ 介護保険指導監督中堅職員研修の開催

今年度より新たに、指導監督に係る専門的な知識の修得等を目的とした「介護保険指導監督中堅職員研修」を開催したところであり、来年度も以下のとおり引き続き実施することとしているので積極的に参加されたい。

なお、研修カリキュラム等の詳細については、アンケート結果等を踏まえ検討した上で、別途連絡することとしているので、了知願いたい。

平成22年度 介護保険指導監督中堅職員研修

- 日 程 平成22年9月1日（水）～3日（金）
 - 会 場 国立保健医療科学院
 - 対象者 各都道府県（出先機関含む）及び指定都市、中核市において、
指導監督業務に従事している指導的立場にある職員
- ※ 詳細については別途連絡予定

（3）指導監督の実施における留意点について

ア 実地指導における介護サービス事業者の事務負担の軽減

介護サービス事業者に対する実地指導については、平成18年の指導監査指針の見直しにより、書面指導や「主眼事項及び着眼点」を活用したチェック・指摘型の実地指導方法を廃止したほか、実地指導マニュアルにおいては、行動障害のある利用者等のリスト、各種加算等自己点検シートの点検結果以外の新たな資料の作成は求めないなど、実地指導における介護サービス事業者の事務負担の軽減を図ったところである。

各自治体におかれては、上記の指導方法の見直しを踏まえ、介護サービス事業者の事務負担の軽減に取り組んでいただいているが、事前資料等の提出を求める場合であっても既存資料を活用するなど、引き続き、指導監督業務に係る介護サービス事業者の事務負担の軽減を図りたい。

イ 集団指導における行政処分の要因分析等の活用

集団指導の実施にあたっては、実地指導や監査において指摘の多かった事項について注意喚起を図るほか、行政処分を行った事業所がある場合には、その処分内容等を周知するなど、不正事案発生の未然防止を図る場として積極的に活用されたい。

（4）営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査の着実な実施

営利法人の運営する介護サービス事業所に対する監査については、「医療・介護サ

サービスの質向上・効率化プログラム」において、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされているところである。

各自治体においては、これまでも5年間の全体計画及び各年度毎の計画を策定した上で、計画的な実施をしていただいているが、引き続き、平成24年までの間で、対象となる全ての事業所に対して監査が行われるよう、着実な実施をお願いする。

なお、全体計画及び単年計画は、既年度の実績数を踏まえて見直した上で、毎年5月末までに情報提供いただくようお願いしているため、了知されたい。

また、監査の実施状況についても、別途、報告等をいただくこととしているので、ご協力願いたい。

2. 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

平成21年5月より、新たに介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に業務管理体制の整備及び届出が義務付けられ、国、都道府県及び市町村に事業者の本社等への立入権限が付与されたところである。

不正事案の再発防止と利用者の保護、適正な介護事業運営が確保されるためには、各事業者の業務管理体制が実効ある形で機能し、事業者自ら適切な体制整備・改善を図っていくことが最も重要であるが、行政としても業務管理体制に関する監督を通じて、適切な助言を行い、その取組みを支援していく必要がある。

(1) 事業者に対する業務管理体制整備に関する届出の周知徹底

新規参入事業者の届出や届出済事業者の届出事項変更に伴う変更届については、遅滞なく行うこととされており、各自治体におかれては、届出未済防止の観点から、新規指定申請・指定更新時や集団指導時など、事業者と接する機会を捉えて、制度の周知・届出の確認を行う等引き続き届出受理業務に遺漏のないようお願いしたい。

また、事業者の事業展開地域拡大等に伴う所管行政機関の変更においては、変更前と変更後の行政機関間で連携を図るなど、円滑な事務処理について、特にご留意願いたい。

たい。

なお、届出情報の管理にあたっては、業務管理体制データ管理システムの運用に引き続きご協力いただきたい。

(2) 業務管理体制に係る確認検査

ア 一般検査

業務管理体制監督権者は、事業者が整備した業務管理体制について、定期的にその運用実態の報告を求め、当該事業者の規模・組織形態等を勘案した上で有効に機能する仕組みとなっているか確認を行い、必要に応じ改善に向けた事業者の自主的な取り組みを促す助言を行う必要がある。

国においては、各事業者に対して一般検査を概ね6年に1回程度実施することとしているが、各自治体におかれても、地域の実情に応じて、適切に実施されるようお願いする。

なお、検査の実施方法については、事業者の業務管理体制の整備・運用状況が適切に確認できれば、書面検査、実地検査のどちらの手法でも差し支えない。

また、検査事務の効率的な実施、事業者の負担軽減という観点から、事業者の規模・法人種別によっては、事業所指導との一体的実施や社会福祉法人に対する指導監査との合同実施なども考えられるので、各自治体において工夫されたい。

イ 特別検査

介護サービス事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合には、当該事業者に対し、業務管理体制の問題点の確認、組織的関与の有無の検証のため特別検査を実施することとしている。

特別検査の実施については、必ずしも指定等取消処分が確定しなければ実施できないというものではなく、事業所に対する監査の過程において、指定等取消処分の可能性が認められた時点など、適切な機会を捉え実施するようお願いする。

特に、指定権者と業務管理体制監督権者が異なる場合については、十分に連携を図り、効率的な事務の遂行についてご留意願いたい。

なお、特別検査の実施にあたっては、組織的関与の有無の検証のみに終わることなく、不正事案を未然に防止することができなかつた業務管理体制の整備・運用状況の問題点を確認・検証を行い、事業者自らがその問題点を認識したうえで、改善を図り、不正事案の再発防止に努めるよう意識付けるといった観点についてもご留意願いたい。

3 国及び自治体間の情報共有及び指導監督体制の整備等について

(1) 事業所に対する処分を行う場合の情報提供

事業所の監査に基づき、指定（許可）の効力停止又は取消の行政処分を行う際には、「介護保険法197条第2項に基づく介護保険施設等に対する介護保険法第5章の規定により行う行政処分等に関する報告について」（平成19年8月20日介護保険指導室長通知）にあるとおり、必ず聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、老健局総務課介護保険指導室へ情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

なお、改善勧告・命令についても、引き続き、勧告・命令を行った都度、当室あて情報提供をいただくようお願いする。

また、都道府県におかれては、地域密着型サービス事業所の行政処分等に関する情報提供に遺漏のないよう、管内市町村にも周知を図られたい。

(2) 業務管理体制の特別検査に関する情報提供

特別検査など業務管理体制に係る監督業務の実施に関しては、「指定事業所等」の指定権者と「事業者」の業務管理体制監督権者が異なる場合があることから、国、都道府県及び市町村間の密接な連携がより一層重要となるため、情報共有や情報提供について十分ご配慮願いたい。

特に、広域的に事業展開を行う事業者の運営する事業所において不正事案が発覚した場合は、関係行政機関の迅速かつ適切な対応が求められることから、十分にご留意願いたい。

なお、都道府県及び市町村において業務管理体制に係る特別検査を実施した場合は、事案の内容及び参考資料を速やかに老健局総務課介護保険指導室へ情報提供いただく

よう引き続きお願いする（報告の様式等は平成21年6月24日付老指発第0624001号介護保険指導室長通知を参照）。

（3）自治体における体制整備

各種情報に基づく機動的な指導監督の実施や業務管理体制の監督業務の適切な実施を図るため、介護保険制度を熟知した担当者の配置など適切な指導監督を確保するための実施体制の整備について、引き続きご配意願いたい。

（4）その他

平成22年度においても、引き続き自治体への実地ヒアリングを実施することとしているが、具体的な調整方法等については、別途お示ししたいと考えているので、了知されたい。

また、各自治体における介護サービス事業所等への指導監督の実施状況等についても、引き続き報告の依頼をさせていただくこととしているので、了知されたい。

介護保険指導室資料

介護サービス事業所に対する
監査結果の状況

(1) 平成20年度の監査の実施状況

- ・ 平成20年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善勧告件数
- ・ 平成20年度都道府県・指定都市・中核市別にみた改善勧告件数
- ・ 平成20年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善命令件数
- ・ 平成20年度都道府県・指定都市・中核市別にみた改善命令件数
- ・ 平成20年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止（一部又は全部）件数
- ・ 平成20年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定の効力の停止（一部又は全部）件数
- ・ 平成20年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数
- ・ 平成20年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定取消件数
- ・ 平成20年度介護サービスの種類別にみた取消事由別指定取消件数

平成20年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善勧告件数

介護サービスの種類	合計	営利法人	うち、営利法人 監査によるもの (注)	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共 団体	その他
指定 居宅サ ービス	指定訪問介護事業所	84	81	36	1	2	0	0
	指定訪問入浴介護事業所	2	2	2	0	0	0	0
	指定訪問看護事業所	3	2	0	0	0	1	0
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定居宅療養管理指導事業所	1	0	0	0	1	0	0
	指定通所介護事業所	44	39	13	2	0	3	0
	指定通所リハビリテーション事業所	6	0	0	0	4	2	0
	指定短期入所生活介護事業所	14	12	7	0	1	1	0
	指定短期入所療養介護事業所	3	0	0	0	2	1	0
	指定特定施設入居者生活介護事業所	4	3	0	0	0	1	0
	指定福祉用具貸与事業所	21	21	18	0	0	0	0
	指定特定福祉用具販売事業所	18	18	14	0	0	0	0
	指定居宅介護支援事業所	51	44	18	2	3	2	0
指定 施設サ ービス	指定介護老人福祉施設	8	0	0	0	0	8	0
	介護老人保健施設	12	0	0	0	6	6	0
	指定介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0
指定 介護予 防サ ービス	指定介護予防訪問介護事業所	70	69	32	1	0	0	0
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	2	2	2	0	0	0	0
	指定介護予防訪問看護事業所	3	2	0	0	0	1	0
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	1	0	0	0	1	0	0
	指定介護予防通所介護事業所	36	32	13	2	0	2	0
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	5	0	0	0	3	2	0
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	11	10	6	0	0	1	0
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	3	0	0	0	2	1	0
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	2	1	0	0	0	1	0
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	21	21	18	0	0	0	0
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	18	18	14	0	0	0	0
指定介護予防支援事業所	0	0	0	0	0	0	0	
地域 密着 型サ ービス	指定夜間対応型訪問介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型通所介護事業所	3	2	1	0	1	0	0
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	5	4	1	1	0	0	0
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	38	30	12	1	4	3	0
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
防着 指定 サ ー ビ ス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	3	2	1	0	1	0	0
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	4	3	1	1	0	0	0
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	31	24	11	0	4	3	0
合計	527	442	220	11	35	39	0	0

注：介護サービス事業者による不正事案を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」により「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされたもので、「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について(通知)」(平成20年7月4日付 老総発第0704001号他)に基づき実施した監査である。

平成20年度都道府県・指定都市・中核市別にみた改善勧告件数

都道府県名	計	都道府県	市町村	指定都市・中核市名	
北海道	4	4	0	札幌市	0
青森県	3	0	3	仙台市	0
岩手県	2	0	2	さいたま市	6
宮城県	4	4	0	千葉市	0
秋田県	33	33	0	川崎市	0
山形県	3	3	0	横浜市	4
福島県	31	31	0	新潟市	0
茨城県	13	9	4	静岡市	0
栃木県	2	2	0	浜松市	0
群馬県	25	21	4	名古屋市	0
埼玉県	1	0	1	京都市	0
千葉県	209	204	5	大阪市	0
東京都	17	16	1	堺市	0
神奈川県	21	20	1	神戸市	0
新潟県	1	0	1	岡山市	12
富山県	1	1	0	広島市	1
石川県	0	0	0	北九州市	0
福井県	0	0	0	福岡市	2
山梨県	8	6	2	指定都市計	25
長野県	2	2	0	函館市	0
岐阜県	0	0	0	旭川市	0
静岡県	2	0	2	青森市	0
愛知県	0	0	0	盛岡市	0
三重県	9	6	3	秋田市	0
滋賀県	2	2	0	郡山市	0
京都府	1	1	0	いわき市	0
大阪府	13	9	4	宇都宮市	0
兵庫県	3	3	0	前橋市	2
奈良県	12	12	0	川越市	0
和歌山県	0	0	0	船橋市	0
鳥取県	0	0	0	柏市	0
島根県	0	0	0	横須賀市	0
岡山県	9	5	4	相模原市	8
広島県	0	0	0	富山市	0
山口県	0	0	0	金沢市	0
徳島県	0	0	0	長野市	0
香川県	15	13	2	岐阜市	2
愛媛県	8	0	8	豊橋市	0
高知県	2	0	2	岡崎市	0
福岡県	4	0	4	豊田市	0
佐賀県	0	0	0	大津市	0
長崎県	0	0	0	高槻市	0
熊本県	7	3	4	東大阪市	0
大分県	0	0	0	姫路市	0
宮崎県	10	10	0	尼崎市	4
鹿児島県	3	1	2	西宮市	0
沖縄県	0	0	0	奈良市	0
都道府県計	480	421	59	和歌山市	0
				倉敷市	0
				福山市	0
				下関市	0
				高松市	0
				松山市	2
				高知市	4
				久留米市	0
				長崎市	0
				熊本市	0
				大分市	0
				宮崎市	0
				鹿児島市	0
				中核市計	22
				総合計	527

(別掲)

※ 都道府県の勧告件数のうちの市町村欄は、各都道府県管内の市町村が介護サービス事業所に対して改善勧告を行った件数である。

平成20年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別改善命令件数

介護サービスの種類	合計	営利法人	うち、営利法人 監査によるもの (注)	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共 団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	1	0	0	1	0	0	0
	指定訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定訪問看護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定居宅療養管理指導事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定通所介護事業所	2	1	0	1	0	0	0
	指定通所リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定短期入所生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定福祉用具貸与事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定特定福祉用具販売事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定居宅介護支援事業所	0	0	0	0	0	0	0
	施設介護サービス	指定介護老人福祉施設	1	0	0	0	0	1
介護老人保健施設		0	0	0	0	0	0	0
指定介護療養型医療施設		0	0	0	0	0	0	0
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	1	0	0	1	0	0	0
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問看護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防通所介護事業所	2	1	0	1	0	0	0
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	1	1	0	0	0	0	0
指定介護予防支援事業所	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型サービス	指定夜間対応型訪問介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	
防着指定地域密着型サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
合計	11	6	0	4	0	1	0	0

注：介護サービス事業者による不正事案を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」により「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされたもので、「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について(通知)」(平成20年7月4日付 老総発第0704001号他)に基づき実施した監査である。

平成20年度都道府県・指定都市・中核市別にみた改善命令件数

都道府県名	計	都道府県	市町村	指定都市・中核市名	
北海道	0	0	0	札幌市	1
青森県	0	0	0	仙台市	0
岩手県	0	0	0	さいたま市	0
宮城県	0	0	0	千葉市	0
秋田県	0	0	0	川崎市	0
山形県	0	0	0	横浜市	0
福島県	0	0	0	新潟市	0
茨城県	0	0	0	静岡市	0
栃木県	0	0	0	浜松市	0
群馬県	0	0	0	名古屋市	0
埼玉県	0	0	0	京都市	0
千葉県	0	0	0	大阪市	0
東京都	0	0	0	堺市	0
神奈川県	0	0	0	神戸市	0
新潟県	0	0	0	岡山市	0
富山県	0	0	0	広島市	0
石川県	0	0	0	北九州市	0
福井県	0	0	0	福岡市	0
山梨県	0	0	0	指定都市計	1
長野県	0	0	0	函館市	0
岐阜県	0	0	0	旭川市	0
静岡県	0	0	0	青森市	0
愛知県	0	0	0	盛岡市	0
三重県	0	0	0	秋田市	0
滋賀県	0	0	0	郡山市	0
京都府	0	0	0	いわき市	0
大阪府	0	0	0	宇都宮市	0
兵庫県	0	0	0	前橋市	0
奈良県	0	0	0	川越市	0
和歌山県	0	0	0	船橋市	0
鳥取県	0	0	0	柏市	0
島根県	0	0	0	横須賀市	0
岡山県	0	0	0	相模原市	0
広島県	0	0	0	富山市	0
山口県	0	0	0	金沢市	0
徳島県	0	0	0	長野市	0
香川県	0	0	0	岐阜市	0
愛媛県	0	0	0	豊橋市	0
高知県	0	0	0	岡崎市	0
福岡県	0	0	0	豊田市	0
佐賀県	0	0	0	大津市	0
長崎県	0	0	0	高槻市	0
熊本県	0	0	0	東大阪市	0
大分県	10	10	0	姫路市	0
宮崎県	0	0	0	尼崎市	0
鹿児島県	0	0	0	西宮市	0
沖縄県	0	0	0	奈良市	0
都道府県計	10	10	0	和歌山市	0
				倉敷市	0
				福山市	0
				下関市	0
				高松市	0
				松山市	0
				高知市	0
				久留米市	0
				長崎市	0
				熊本市	0
				大分市	0
				宮崎市	0
				鹿児島市	0
				中核市計	0
				総合計	11

(別掲)

※ 都道府県の命令件数のうちの市町村欄は、各都道府県管内の市町村が介護サービス事業所に対して改善命令を行った件数である。

平成20年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定の効力の停止(一部又は全部)件数

介護サービスの種類	合計	営利法人	うち、営利法人 監査によるもの (注)	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共 団体	その他
指定 居宅 サ ー ビ ス	指定訪問介護事業所	4	4	0	0	0	0	0
	指定訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定訪問看護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定居宅療養管理指導事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定通所介護事業所	2	1	0	0	0	1	0
	指定通所リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定短期入所生活介護事業所	1	0	0	0	0	1	0
	指定短期入所療養介護事業所	1	0	0	0	1	0	0
	指定特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定福祉用具貸与事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定特定福祉用具販売事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定居宅介護支援事業所	5	4	0	0	0	1	0
施設 サ ー ビ ス	指定介護老人福祉施設	1	0	0	0	1	0	0
	介護老人保健施設	1	0	0	0	1	0	0
	指定介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0
指定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	指定介護予防訪問介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問看護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防通所介護事業所	1	0	0	0	0	1	0
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	1	0	0	0	0	1	0
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	1	0	0	0	1	0	0
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	0	0	0	0	0	0	0
指定介護予防支援事業所	0	0	0	0	0	0	0	
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	指定夜間対応型訪問介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	2	2	0	0	0	0	0
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	
防 着 型 地 域 密 着 サ ー ビ ス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	1	1	0	0	0	0	0
合計	21	12	0	0	3	6	0	0

注：介護サービス事業者による不正事案を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」により「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされたもので、「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について(通知)」(平成20年7月4日付 老総発第0704001号他)に基づき実施した監査である。

平成20年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定の効力の停止(一部又は全部)件数

都道府県名	計	一部停止		全部停止		
		計	都道府県	市町村	計	都道府県
北海道	0	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0
宮城県	2	0	0	0	2	2
秋田県	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0
茨城県	3	3	3	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0
埼玉県	3	3	0	3	0	0
千葉県	4	4	4	0	0	0
東京都	1	0	0	0	1	1
神奈川県	3	3	3	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	0
三重県	2	1	1	0	1	1
滋賀県	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0	0
山口県	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0
大分県	2	0	0	0	2	2
宮崎県	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	1	0	0	0	1	1
沖縄県	0	0	0	0	0	0
都道府県計	21	14	11	3	7	7

指定都市・中核市名	計	一部停止	全部停止
札幌市	0	0	0
仙台市	0	0	0
さいたま市	0	0	0
千葉市	0	0	0
川崎市	0	0	0
横浜市	0	0	0
新潟市	0	0	0
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	0	0
京都市	0	0	0
大阪市	0	0	0
堺市	0	0	0
神戸市	0	0	0
岡山市	0	0	0
広島市	0	0	0
北九州市	0	0	0
福岡市	0	0	0
指定都市計	0	0	0
函館市	0	0	0
旭川市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	0	0
秋田市	0	0	0
郡山市	0	0	0
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	0	0
前橋市	0	0	0
川越市	0	0	0
船橋市	0	0	0
柏市	0	0	0
横須賀市	0	0	0
相模原市	0	0	0
富山市	0	0	0
金沢市	0	0	0
長野市	0	0	0
岐阜市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
岡崎市	0	0	0
豊田市	0	0	0
大津市	0	0	0
高槻市	0	0	0
東大阪市	0	0	0
姫路市	0	0	0
尼崎市	0	0	0
西宮市	0	0	0
奈良市	0	0	0
和歌山市	0	0	0
倉敷市	0	0	0
福山市	0	0	0
下関市	0	0	0
高松市	0	0	0
松山市	0	0	0
高知市	0	0	0
久留米市	0	0	0
長崎市	0	0	0
熊本市	0	0	0
大分市	0	0	0
宮崎市	0	0	0
鹿児島市	0	0	0
中核市計	0	0	0
総合計	21	14	7

(別掲)

※ 都道府県の効力の停止件数のうちの市町村欄は、各都道府県管内の市町村が介護サービス事業所に対して効力の停止を行った件数である。

平成20年度介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

介護サービスの種類	合計	営利法人	うち、営利法人 監査によるもの (注1)	特定非営利 活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共 団体	その他
指定 居宅 サ ー ビ ス	指定訪問介護事業所	27	23	1	1	3	0	0
	指定訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定訪問看護事業所	5	4	0	0	1	0	0
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定居宅療養管理指導事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定通所介護事業所	14	13	0	0	1	0	0
	指定通所リハビリテーション事業所	1	0	0	0	1	0	0
	指定短期入所生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定福祉用具貸与事業所	3	3	0	0	0	0	0
	指定特定福祉用具販売事業所	1	1	0	0	0	0	0
指定居宅介護支援事業所	22	17	0	1	2	1	1	
除 指 定 サ ー ビ ス	指定介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0
指定 介 護 予 防 サ ー ビ ス	指定介護予防訪問介護事業所	17	15	1	1	1	0	0
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問看護事業所	3	2	0	0	1	0	0
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防通所介護事業所	10	9	0	0	1	0	0
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1	0	0	0	1	0	0
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	3	3	0	0	0	0	0
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	1	1	0	0	0	0	0
指定介護予防支援事業所	0	0	0	0	0	0	0	
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	指定夜間対応型訪問介護事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	4	2	1	2	0	0	0
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
防 着 指 定 サ ー ビ ス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	3	2	1	1	0	0	0
合計	116	96	4	6	12	1	1	0

注1：介護サービス事業者による不正事案を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」により「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされたもので、「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について(通知)」(平成20年7月4日付 老総発第0704001号他)に基づき実施した監査である。

注2：指定取消の件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

平成20年度都道府県・指定都市・中核市別にみた指定取消件数

都道府県名	計	都道府県	市町村	指定都市・中核市名	
北海道	8	8	0	札幌市	0
青森県	1	1	0	仙台市	0
岩手県	0	0	0	さいたま市	0
宮城県	6	6	0	千葉市	0
秋田県	0	0	0	川崎市	0
山形県	0	0	0	横浜市	0
福島県	2	2	0	新潟市	0
茨城県	1	0	1	静岡市	0
栃木県	5	5	0	浜松市	0
群馬県	4	4	0	名古屋市	0
埼玉県	6	6	0	京都市	0
千葉県	10	10	0	大阪市	0
東京都	15	15	0	堺市	0
神奈川県	2	2	0	神戸市	0
新潟県	0	0	0	岡山市	0
富山県	0	0	0	広島市	0
石川県	0	0	0	北九州市	0
福井県	0	0	0	福岡市	0
山梨県	0	0	0	指定都市計	0
長野県	0	0	0	函館市	0
岐阜県	0	0	0	旭川市	0
静岡県	0	0	0	青森市	0
愛知県	0	0	0	盛岡市	0
三重県	7	7	0	秋田市	0
滋賀県	0	0	0	郡山市	0
京都府	0	0	0	いわき市	0
大阪府	2	2	0	宇都宮市	2
兵庫県	4	4	0	前橋市	0
奈良県	0	0	0	川越市	0
和歌山県	0	0	0	船橋市	0
鳥取県	0	0	0	柏市	0
島根県	0	0	0	横須賀市	0
岡山県	9	7	2	相模原市	0
広島県	1	1	0	富山市	0
山口県	0	0	0	金沢市	0
徳島県	0	0	0	長野市	0
香川県	0	0	0	岐阜市	0
愛媛県	0	0	0	豊橋市	0
高知県	9	9	0	岡崎市	0
福岡県	2	2	0	豊田市	0
佐賀県	3	3	0	大津市	0
長崎県	0	0	0	高槻市	0
熊本県	0	0	0	東大阪市	0
大分県	6	6	0	姫路市	0
宮崎県	3	3	0	尼崎市	0
鹿児島県	5	5	0	西宮市	0
沖縄県	0	0	0	奈良市	0
都道府県計	111	108	3	和歌山市	0
				倉敷市	0
				福山市	0
				下関市	0
				高松市	0
				松山市	2
				高知市	1
				久留米市	0
				長崎市	0
				熊本市	0
				大分市	0
				宮崎市	0
				鹿児島市	0
				中核市計	5
				総合計	116

(別掲)

※ 都道府県の取消件数のうちの市町村欄は、各都道府県管内の市町村が介護サービス事業所に対して指定取消を行った件数である。なお、指定取消の件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

平成20年度介護サービスの種類別にみた取消事由別指定取消件数

介護サービスの種類	指定取消件数 (注1)	複数回答(注2)							
		人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった	設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	介護給付費の請求に関して不正	帳簿書類の提出命令に等に従わず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した	
		(根拠条用例) 第77条第1項 第2号	(根拠条用例) 第77条第1項 第3号	(根拠条用例) 第77条第1項 第5号	(根拠条用例) 第77条第1項 第6号	(根拠条用例) 第77条第1項 第7号	(根拠条用例) 第77条第1項 第8号	(根拠条用例) 第77条第1項 第9号	
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	27	5	8	24	12	5	9	0
	指定訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定訪問看護事業所	5	1	3	2	2	0	2	0
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定居宅療養管理指導事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定通所介護事業所	14	4	5	10	6	1	6	1
	指定通所リハビリテーション事業所	1	1	0	0	1	0	1	0
	指定短期入所生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定福祉用具貸与事業所	3	1	2	1	2	1	2	0
	指定特定福祉用具販売事業所	1	1	1	0	1	1	1	0
	指定居宅介護支援事業所	22	4	8	13	6	2	3	0
施設介護サービス	指定介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	17	3	5	3	5	2	6	0
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問看護事業所	3	1	2	2	0	0	1	0
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防通所介護事業所	10	2	4	1	2	1	5	0
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1	1	0	0	1	0	1	0
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	3	1	2	1	2	1	2	0
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	1	1	1	0	1	1	1	0
	指定介護予防支援事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型サービス	指定夜間対応型訪問介護事業所	1	1	1	1	1	0	1	0
	指定認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	4	1	2	0	1	2	0	0
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
防着型指定地域サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	3	1	2	0	1	1	0	0
合計	116	29	46	58	44	18	41	1	

注1: 指定取消の件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

注2: 複数の取消事由が該当する事業所については、各取消事由ごとに計上されるため、指定取消件数と各取消事由の合計は一致しない。

(2) 平成12年度～20年度までの指定取消の状況

- ・ 平成12年度～20年度までの介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数
- ・ 都道府県別にみた指定取消件数
- ・ 指定取消等の年次別にみた介護給付費の返還額の状況

平成12年度～20年度までの介護サービスの種類別にみた法人の種類別指定取消件数

介護サービスの種類		合計	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他
指定居宅サービス	指定訪問介護事業所	237	207	18	4	6	0	2
	指定訪問入浴介護事業所	6	5	1	0	0	0	0
	指定訪問看護事業所	24	17	0	5	0	0	2
	指定訪問リハビリテーション介護事業所	4	0	0	2	0	0	2
	指定居宅療養管理指導事業所	9	0	0	5	0	0	4
	指定通所介護事業所	60	49	5	2	4	0	0
	指定通所リハビリテーション事業所	15	0	0	8	3	0	4
	指定短期入所生活介護事業所	5	1	0	0	3	1	0
	指定短期入所療養介護事業所	10	0	0	6	4	0	0
	指定特定施設入居者生活介護事業所	4	3	0	0	1	0	0
	指定福祉用具貸与事業所	24	23	1	0	0	0	0
	指定特定福祉用具販売事業所	3	2	1	0	0	0	0
	指定居宅介護支援事業所	161	113	19	12	15	2	0
施設介護サービス	指定介護老人福祉施設	1	0	0	0	0	1	0
	介護老人保健施設	2	0	0	2	0	0	0
	指定介護療養型医療施設	25	0	0	20	0	3	2
指定介護予防サービス	指定介護予防訪問介護事業所	41	37	2	1	0	0	1
	指定介護予防訪問入浴介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防訪問看護事業所	5	4	0	1	0	0	0
	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防居宅療養管理指導事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防通所介護事業所	15	14	0	1	0	0	0
	指定介護予防通所リハビリテーション事業所	1	0	0	1	0	0	0
	指定介護予防短期入所生活介護事業所	2	1	0	0	0	1	0
	指定介護予防短期入所療養介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防福祉用具貸与事業所	4	3	1	0	0	0	0
	指定特定介護予防福祉用具販売事業所	3	2	1	0	0	0	0
		指定介護予防支援事業所	0	0	0	0	0	0
地域密着型サービス	指定夜間対応型訪問介護事業所	1	1	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型通所介護事業所	3	3	0	0	0	0	0
	指定小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定認知症対応型共同生活介護事業所	24	19	5	0	0	0	0
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
防着指定地域介護サービス	指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	3	3	0	0	0	0	0
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0	0	0
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	7	6	1	0	0	0	0
合計		699	513	55	70	36	8	17

注：指定取消の件数には、聴聞後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

都道府県別にみた指定取消件数

都道府県名	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成20年度			合計
									指定取消	聴聞通知 後廃止	計	
北海道	0	3	11	7	4	16	3	2	8		8	54
青森県	0	0	0	2	0	0	1	0	1		1	4
岩手県	0	0	0	0	2	1	1	2	0		0	6
宮城県	0	0	2	0	8	1	0	2	4	2	6	19
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
山形県	0	0	0	0	2	1	0	0	0		0	3
福島県	1	0	0	0	6	2	0	7	2		2	18
茨城県	0	0	0	3	0	2	0	11	1		1	17
栃木県	1	0	3	4	2	1	0	5	7		7	23
群馬県	0	1	4	3	2	0	2	1	4		4	17
埼玉県	0	6	2	0	0	0	4	0	6		6	18
千葉県	0	0	1	0	6	0	2	4	10		10	23
東京都	0	3	4	3	5	4	24	19	15		15	77
神奈川県	0	0	1	0	1	3	2	0	1	1	2	9
新潟県	0	3	0	0	0	0	0	0	0		0	3
富山県	0	0	2	0	0	0	0	0	0		0	2
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
福井県	0	0	0	0	2	10	0	2	0		0	14
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
長野県	0	0	0	4	0	0	0	4	0		0	8
岐阜県	0	0	3	3	3	0	0	0	0		0	9
静岡県	0	0	3	0	1	2	2	1	0		0	9
愛知県	0	0	3	1	2	3	0	5	0		0	14
三重県	0	4	0	1	0	0	0	0	6	1	7	12
滋賀県	0	0	1	3	7	2	2	1	0		0	16
京都府	0	3	30	12	1	10	3	0	0		0	59
大阪府	1	2	10	5	9	2	3	6	2		2	40
兵庫県	0	1	2	0	1	1	6	9	4		4	24
奈良県	0	0	2	1	0	0	3	0	0		0	6
和歌山県	1	1	0	3	0	0	0	0	0		0	5
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
岡山県	0	0	0	0	0	2	0	8	9		9	19
広島県	0	0	0	6	0	0	1	0	1		1	8
山口県	0	0	2	0	0	0	0	0	0		0	2
徳島県	0	0	0	1	1	1	0	0	0		0	3
香川県	0	0	2	2	0	8	0	0	0		0	12
愛媛県	0	0	0	0	2	2	0	1	2		2	7
高知県	0	0	0	0	0	2	1	5	10		10	18
福岡県	0	0	0	20	3	8	7	0	2		2	40
佐賀県	0	0	0	1	0	2	0	3	3		3	9
長崎県	0	3	0	1	0	1	0	0	0		0	5
熊本県	1	0	1	1	1	4	0	3	0		0	11
大分県	0	0	0	0	5	0	0	0	6		6	11
宮崎県	2	0	1	3	2	2	3	0	3		3	16
鹿児島県	0	0	0	13	2	2	3	0	5		5	25
沖縄県	0	0	0	2	1	1	0	0	0		0	4
合計	7	30	90	105	81	96	73	101	112	4	116	699

注1：平成12年度～19年度までの指定取消の件数には、聴聞通知後廃止（聴聞通知後に廃止届が提出された事業所）を含む。

注2：各都道府県の数値には、指定都市、中核市分も含む。

指定取消等の年次別にみた介護給付費の返還額の状況

(平成20年度末時点)

指定取消等の年次	指定取消等 事業所数 (注1)	返還対象 事業所数 (注2)	返還額の状況(単位:百万円)			
			返還請求額 (注3)	返還済額	不納欠損額	未済額 (注4)
平成12年度	7	5	30	30	0	0
平成13年度	30	25	227	137	6	84
平成14年度	90	66	1,601	569	604	427
平成15年度	105	87	1,575	651	140	783
平成16年度	81	63	1,003	457	10	536
平成17年度	96	77	1,315	849	76	390
平成18年度	79	53	524	119	0	405
平成19年度	109	87	2,122	1,200	0	922
平成20年度	137	93	935	131	0	805
うち、営利法人 監査によるもの (注5)	4	4	10	0.6	0	9
合 計	734	556	9,332	4,143	836	4,352

注1: 指定取消事業所数は、指定取消、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)、指定の効力の一部又は全部停止を行った数である。

注2: 返還対象事業所数には、返還額の有無について精査中である事業所も含む。

注3: 返還請求額には、加算金の額を含む。

注4: 未済額には、分割納付等により返還予定の額を含む。

注5: 介護サービス事業者による不正事案を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」により「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされたもので、「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について(通知)」(平成20年7月4日付 老総発第0704001号他)に基づき実施した監査である。